

政令第 号

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地保全法施行令の一部改正）

第一条 都市緑地保全法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市緑地法施行令

第一条中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第四条第六項（法第七条第二項）を「第七条第六項（法第十条第二項（法第十六条及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十三条及び第二十条）に改める。

第五条の見出しを「（市民緑地の規模）」に改め、同条中「第二十条の二第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「規模は、」の下に「同項の申出に係る土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の

工作物の水平投影面と一致する部分を除く。)の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が」を加え、同条を第十五条とする。

第四条の見出しを「(公共施設等の用に供する土地)」に改め、同条中「第十四条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第三条の三に見出しとして「(緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の施設の整備に係る国庫補助金の額)」を付し、同条中「第十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(緑化率の規制の対象とならない増築の範囲)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

（緑化率の最低限度）

第十一条 法第三十五条第八項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。

一 十分の二・五

二 一から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第七項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第二項の規定に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値

（報告及び立入検査）

第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（地区計画等緑化率条例による制限）

第十三条 法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。）による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定

二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定

三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定

四 法第三十五条第三項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

第三条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額)」を付し、同条中「第十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第三条の見出しを「(許可等を要しない特別緑地保全地区における通常管理行為、軽易な行為その他の行為)」に改め、同条中「第五条第九項第六号」を「第十四条第九項第六号」に改め、同条第一号ハ(2)

中「のために必要な」を「に關し必要な事項を表示する標識その他の」に改め、同号ニ中「増築で、その」を「増築（」に、「以下であるもの」を「を超えるものを除く。」）に改め、同条第二号中「変更で、」を「変更（」に、「伴わないもの」を「伴うものを除く。」）に改め、同条第三号イ中「整枝等」を「整枝その他」に改め、同号ホ中「を超えず、かつ、」を「以下の独立木（」に、「超えない独立木」を「超えるものを除く。」）に改め、同条第五号を次のように改める。

五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（たい高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

第三条第六号口中「。ただし、次に掲げるものを除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ロ(2)中「工作物のうち、」を「工作物（」に、「工作物以外のもの」を「ものを除く。」）に改め、同号ロ(5)を次のように改める。

(5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}

第三条第六号ハ中「。ただし、次に掲げるものを除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ハ(1)中「増築。」を「増築（特定新築等を除く。）」に改め、ただし書を削り、同

号ハ(3)中「(1)ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築」を「特定新築等」に改め、同号ハ(4)中「択伐。ただし、」を「択伐(」に、「除く。」を「除く。」に改め、同条を第六条とする。

第二条の二を削る。

第二条の見出しを「(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)」に改め、同条中「第五条第一項ただし書」を「第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(届出を要しない緑地保全地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第四条 法第八条第九項第九号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築

イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築

ロ 建築物の改築又は増築(改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。)

二 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。)の新築、改築又は増

築

イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築

ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築

ハ 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築

(1) 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。）が公共的用途をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物

(2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物

ニ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）

ホ その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

ロ 地下における土地の形質の変更

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積たい（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積たい

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

(2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道

若しくは林道の設置

- (3) 宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾
- (4) 森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (5) 水面の埋立て又は干拓

二 森林法第三十四条第二項の許可を受けて行う行為

（開発許可を受けた開発行為により確保された緑地に準ずる緑地）

第五条 法第十条第一項第二号イ（法第十六条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める緑地は、都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第四条第四号イに掲げる基準が定められているものに限る。）の規定による許可を受けた宅地の造成等（同令第三条第一項第三号の宅地の造成等をいう。）により確保された緑地とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二条 法第八条第一項第五号及び第十四条第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積^{たい}とする。

本則に次の一条を加える。

（市民緑地に係る国庫補助金の額）

第十六条 法第五十六条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

「第三章 都市公園に関する費用（第二十二条―第二十五条）

目次中

第四章 雑則（第二十六条・第二十七条）

「第三章 工作物等の保管の
第四章 都市公園に関する
第五章 雑則（第三十二条

手続等（第二十二條―第二十七條）

費用（第二十八條―第三十一條） に改める。

・第三十三條）

第三條中「第三條第二項」を「第三條第三項」に改める。

第七條を削り、第六條を第七條とする。

第五條第一項中「前條第二項に規定する休養施設、同條第四項に規定する運動施設、同條第五項に規定する教養施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一號）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設」を「次の各号のいずれかに該当する建築物」に、「休養施設、当該運動施設、当該教養施設又は当該都道府県立自然公園の利用のための施設で建築物であるものに限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十」を「各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前條第二項に規定する休養施設、同條第四項に規定する運動施設、同條第五項に規定する教養施設、同條第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一號）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設で

ある建築物（次号に掲げる建築物を除く。） 百分の十

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物 百分の二十

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（立体都市公園の設置基準）

第四条 法第二十一条の政令で定める立体都市公園の設置に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該立体都市公園を徒歩により容易に利用することができるように傾斜路、階段、昇降機その他の経路によつて道路、駅その他の公衆の利用に供する施設と連絡していること。

二 標識の設置又はこれに準ずる適当な方法により、当該立体都市公園の設置場所及びそこに至る経路を明示すること。

第九条中「、位置及び区域」を「及び位置」に改める。

第十条に次の三号を加える。

三 法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。

四 法第二十二条第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

第十一条第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 法第二十二条第一項の規定による協定の締結

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令

第十八条（見出しを含む。）中「第十条の二第四号」を「第十一条第四号」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第十条の三第一項第三号」を「第十二条第一項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

第二十七条ただし書中「第二十条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二十一条」を「第三十一条」に改め、同条第二号中「第二十三条第二項」を「第三十三条第二項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項前段」を「第三十四条第一項前段」に改め、同条第五号中「第二十三条及び第二十四条」を「第二十九条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条中「第十二条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。
第四章を第五章とする。

第二十五条中「第十九条」を「第二十九条」に改め、同条第五号中「第四条第四項第二号」を「第五条第四項第二号」に改め、同条第九号中「第四条第八項」を「第五条第八項」に改め、第三章中同条を第三十一条とする。

第二十四条を第三十条とし、第二十三条を第二十九条とし、第二十二条を第二十八条とする。
第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第二十二條 法第二十七條第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第二十三條 法第二十七條第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該公園管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十七條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を

官報又は新聞紙に掲載すること。

2 公園管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該公園管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第二十四条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、公園管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第二十五条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと思われる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第二十六条 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、

その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該公園管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 公園管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 公園管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十七条 公園管理者は、法第二十七条第四項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）

の規定により保管した工作物等（法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受け

る者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

附則第二項中「基いて」を「基づいて」に、「第七条第一項から第三項まで又は第五項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正)

第三条 首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出しを「(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)」に改め、同条中「第八条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第二条の見出しを「(届出を要しない保全区域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為)」に改め、同条中「第八条第四項第二号」を「第七条第四項第三号」に改め、「の各号」を削り、同条第一号口中「増築で、その」を「増築(」に、「及び」を「又は」に、「以下であるもの」を「を超えるものを除く。)」に改め、同条第二号ハ中「掲げる屋外広告物」の下に「(屋外広告物法(昭和二十四年法律

第百八十九号) 第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」を加え、同号ハ(2)中「のために必要な」を「に關し必要な事項を表示する標識その他の」に改め、同号ホ中「増築で、その」を「増築(」に、「以下であるもの」を「を超えるものを除く。)」に改め、同条第三号イ中「変更で、」を「変更(」に、「伴わないもの」を「伴うものを除く。)」に改め、同条第四号イ中「整枝等」を「整枝その他」に改め、同号ホ中「を超えず、かつ、」を「以下の独立木(」に、「超えない独立木」を「を超えるものを除く。)」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)

第二条第七号口中「。ただし、次に掲げるものを除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

第二条第七号ハ中「。ただし、次に掲げるものを除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ハ(1)中「増築。」を「増築(新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十

平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）に改め、ただし書を削り、同号ハ(3)中「(1)ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築」を「特定新築等」に改める。

第三条の見出しを「（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）」に改め、同条中「第八条第四項第五号」を「第七条第四項第六号」に改め、同条第九号、第十八号、第二十六号及び第二十七号中「行なう」を「行う」に改める。

本則に次の一条を加える。

（国庫補助金の額）

第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第四条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)」に改め、同条中「第九条第一項第四号」を「第八条第一項第四号」に改める。

第五条の見出しを「(保全区域整備計画に基づいて行う行為)」に改め、同条中「第九条第四項第一号」を「第八条第四項第一号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六条の見出しを「(届出を要しない近郊緑地保全区域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為)」に改め、同条中「第九条第四項第二号」を「第八条第四項第三号」に改め、「の各号」を削り、同条第一号口中「増築で、その」を「増築(」に、「及び」を「又は」に、「以下であるもの」を「を超えるものを除く。)」に改め、同条第二号ハ中「掲げる屋外広告物」の下に「(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」を加え、同号ハ(2)中「のために必要な」を「に」に改め、同条第二号ハ中「掲げる屋外広告物」の下に「(屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)」を加え、同号ハ(2)中「増築(」に、「以下であるもの」を「を超えるものを除く。)」に改め、同条第三号イ中「変更で、その」を「変更(」に、「伴わないもの」を「伴うものを除く。)」に改め、同条第四号イ中「整枝等」を「整枝その他」に改め、同号ホ中「を超えず、かつ、」を「以下の独立木(」に、「超えない独立木」を「

超えるものを除く。）」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

第六条第七号口中「。ただし、次に掲げる行為を除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

第六条第七号ハ中「。ただし、次に掲げる行為を除く。」を「であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの」に改め、同号ハ(1)中「増築。」を「増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）」に改め、ただし書を削り、同号ハ(3)中「(1)ただし書に規定する建築物の新築、改築又は増築」を「特定新築等」に改める。

第七条の見出しを「（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）」に改め、同条中「第九条第四項第五号」を「第八条第四項第六号」に改め、同条第九号、第十八号、第二十六号及び第二十七号

中「行なう」を「行う」に改める。

本則に次の一条を加える。

(国庫補助金の額)

第八条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

(都市計画法施行令の一部改正)

第五条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「緑地保全地区」を「緑地保全地域、特別緑地保全地区」に改める。

第六条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。

第九条第一項第三号中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に、「第十四条第二号」を「第十四条

第三号」に改める。

第十四条の二の表市街化調整区域内において定める地区計画の項中「事項のうち」の下に「、建築物の緑化率の最低限度」を加える。

第三十八条の四第三号中「第七条の七の保全に関する」を「法第十二条の五第六項第三号に掲げる」に改める。

第三十八条の七中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第六条の二を第六条とする。

第七条第三号中「前条の保全に関する」を「法第九条第六項第三号に掲げる」に改める。

第十条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第七条 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第一号」を「第七条第一号」に改める。

第四条中「第六条、第七条及び第九条」を「第五条、第六条及び第八条」に改める。

第五条を削る。

第六条第三号中「前条の保全に関する」を「法第五条第四項第三号に掲げる」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

第九条を第八条とし、第十条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条」に、「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条―第二十三条」を「第十五条―第二十二條」に、「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条・第二十六条」を「第二十四条・第二十五条」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七條―第二十九條」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十一条」に、「第十三条・第三十四条」を「第三十二条・第三十三条」に、「第三十五条―第四十八条」を「第三十四條―第四十七條」に、「第四十九条」を「第四十八條」に、「第五十条―第五十三条」を「第四十九條―第五十二條」に、「第五十四条―第五十七条」を「第五十三條―第五十六條」に、「第五十八條・第五十九條」を「第五十七條・第五十八條」に、「第六十条・第六十一条」を「第五十九條・第六十条」に改める。

第十条を削る。

第十一条第四号中「前条の保全に関する」を「法第三十二条第四項第三号に掲げる」に改め、同条を第十條とし、第十二條を第十一條とし、第十三條を第十二條とする。

第十四條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

第十四條を第十三條とする。

第三章第二節中第十五條を第十四條とする。

第三章第三節中第十六條を第十五條とし、第十七條から第二十三條までを一条ずつ繰り上げる。

第四章第一節中第二十四條を第二十三條とする。

第四章第二節第一款中第二十五條を第二十四條とし、第二十六條を第二十五條とする。

第四章第二節第二款中第二十七條を第二十六條とする。

第四章第二節第三款中第二十八條を第二十七條とし、第二十九條を第二十八條とする。

第三十條中「第二十七條」を「第二十六條」に改め、同條を第二十九條とする。

第三十一条中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、第四章第二節第四款中同条を第三十条とする。

第四章第二節第五款中第三十二条を第三十一条とする。

第四章第三節第一款中第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第四章第三節第二款中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条から第四十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第四十五条中「第三十六条」を「第三十五条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十六条を第四十五条とし、第四十七条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とする。

第四章第三節第三款中第四十九条を第四十八条とする。

第四章第三節第四款中第五十条を第四十九条とし、第五十一条から第五十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第五章中第五十四条を第五十三条とし、第五十五条から第五十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第六章中第五十八条を第五十七条とし、第五十九条を第五十八条とする。

第七章中第六十条を第五十九条とする。

第六十一条第一項第一号中「第二十五条及び第五十三条第二項」を「第二十四条及び第五十二条第二項」に改め、同項第二号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同条第二項第一号中「第二十五条及び第五十三条第二項」を「第二十四条及び第五十二条第二項」に改め、同項第二号中「第二十六条」を「第二十五条」に改め、同項第三号中「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同条を第六十条とする。

(地方税法施行令の一部改正)

第九条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の三十の二中「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条」を「都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二条」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

附則第十四条第一項第三号中「都市緑地保全法第三条」を「都市緑地法第十二条」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第十条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第十二項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第二十二條の七第二項中「都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第三項」を「都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第三項」に、「同法第二十条の六第一項」を「同法第六十条第一項」に、「第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の緑地の買取り」を「第六十九条第一号八に掲げる業務」に改め、同項第二号中「都市緑地保全法第二十条の六第一項」を「都市緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第三十八條の四第十一項第三号八及び第三十九条第八項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第三十九条の四第三項中「都市緑地保全法第八条第三項」を「都市緑地法第十七条第三項」に、「同法第二十条の六第一項」を「同法第六十八条第一項」に、「第二十条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の緑地の買取り」を「第六十九条第一号八に掲げる業務」に改め、同項第二号中「都市緑地保全法第二十条の六第一項」を「都市緑地法第六十八条第一項」に、「第三条第一項」を「第十二条第一項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

第四十条の九第三項中「緑地保全地区等内土地部分の税額」を「特別緑地保全地区等内土地部分の税額

」に、「（緑地保全地区）」を「（特別緑地保全地区）」に改める。

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第十一条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第二十三条第三項」を「同法第三十三条第四項」に改め、同項第六号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第七号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第十二条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「第二十三条第三項」を「同法第三十三条第四項」に改め、同項第七号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第

三十七條第二項

(阪神高速道路公団法施行令の一部改正)

第十三條 阪神高速道路公団法施行令(昭和三十七年政令第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「第二十三條第三項」を「同法第三十三條第四項」に改め、同項第七号中「第九條第三項」を「第八條第三項」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八條第七項及び第八項、第十四條第八項並びに第三十七條第二項

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第十四條 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條の五第四号を次のように改める。

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四條第一項及び第三十五條第三項各号の許可並びに同法第二十條第一項及び第三十九條第一項の規定に基づく条例の規定による処分

第三條第一項第四号を次のように改める。

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第八項まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条並びに第五十四条

第四項

第三条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条

第三条第一項第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条

十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）第十四条

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第十五条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号を次のように改める。

十三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第

三十七条第二項

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十六条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十一号を次のように改める。

十一 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

(本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正)

第十七条 本州四国連絡橋公団法施行令(昭和四十五年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「第二十三条第三項」を「同法第三十三条第四項」に改め、同項第十号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条第一項第六号を次のように改める。

六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十九条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三

十七条第二項

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第二十条 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」

に改める。

第四条第五号中「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第二十一条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第二十二条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条第一項の緑地保全地区」を「都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区」に改める。

(土壌汚染対策法施行令の一部改正)

第二十三条 土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「公園予定地」を「公園予定区域内

の土地」に改める。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第二十四条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第十一号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同項第二十四号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第二十六号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第三十号を次のように改める。

三十 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第二十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第五号中「第二十三条第三項」を「同法第三十三条第四項」に改め、同項第八号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第十号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、

同項第十三号を次のように改める。

十三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二十六条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第八号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第九号中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同項第三十二号を

次のように改める。

三十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに

第三十七条第二項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二十八条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十七条第二項

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第二十九条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十七号を次のように改める。

十七 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第三十条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第三十九号を第四十号とし、第二十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十七条第二項

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第三十一条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同項第五号中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第十一条第一項」を「第二十六条第二項若しくは第四項(これらの規定を同法第三十三条第四項

において準用する場合を含む。)若しくは第二十七条第一項」に、「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第十一条第三項前段」を「第二十七条第三項前段」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 都市公園法第二十七条第四項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により工作物等を保管し、同法第二十七条第五項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)。

。の規定により公示し、同法第二十七条第六項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)の規定により工作物等を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第二十七条第七項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)の規定により工作物等を廃棄すること。

第八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 都市公園法第二十二条第一項の規定により協定を締結し、及び当該協定の目的となる建物を管理すること。

第八条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

第十一条第二号中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第七号」に改める。

第三十四条第一項第七号中「第二十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第七項及び第八項、第十四条第八項並びに第三十七条第二項

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

（標識に関する経過措置）

第二条 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項の規定により設けられた緑地保全地区である旨を表示した標識は、改正法第一条の規定による改正後の都市緑地法第十三条において準用する同法第七条第一項の規定により設けられた特別緑地保全地区である旨を表示した標識とみなす。

(工作物等の保管の手續等に関する経過措置)

第三条 施行日前に改正法第二条の規定による改正前の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十一条第三項(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公園管理者が工作物その他の物件若しくは施設を除却し、又は除却させた場合については、改正法第二条の規定による改正後の都市公園法第二十七条第四項から第十項までの規定(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)は、適用しない。

(処分、手續等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正)

第五条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第百七号)の一部を次のように

改正する。

第一条第十一号中「第二十五条各号」を「第三十一条各号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第六条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第二十五条各号」を「第三十一条各号」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正）

第七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令（平成十五年政令第五百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十六条又は第四十八条」を「第四十五条又は第四十七条」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第七条第一項中「第四十六条又は第四十八条」を「第四十五条又は第四十七条」に改める。

理由

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行に伴い、届出を要しない緑地保全地域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為、緑化地域内において緑化率規制の対象となる敷地面積の規模、立体都市公園の設置基準、公園管理者が除却した工作物等の保管の手続等を定める等関係政令の規定について所要の整備を行う等の必要があるからである。